



マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインへの対応について

▶ 1. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本方針

半田信用金庫(以下、当金庫)は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与(以下、「マネロン・テロ資金供与」といいます。)の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針

理事会は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

構築にあたって、組織全体で連携・協働してマネロン・テロ資金供与のリスクを特定・評価するための枠組みの構築、各部門の利害調整、マネロン・テロ資金供与リスクの特定・評価を実施するための指導・支援、マネロン・テロ資金供与リスクの評価結果を踏まえたポリシー・規程・手順等の策定、マネロン・テロ資金供与リスクを適切にコントロールするために必要となる経営資源の配分等について、主導性を発揮します。

また、当金庫のマネロン・テロ資金供与リスクが変化した場合や、運営上の課題が確認された場合には、改めてポリシー・規程・手順等の見直しを検討し、マネロン・テロ資金供与対策の実効性を高める対応態勢を構築します。

2. 管理態勢

当金庫におけるマネロン・テロ資金供与対策の主管部署を総務部コンプライアンス室とし、主管部署が関係する各部や営業店等と連携を図りマネロン・テロ資金供与対策に取り組めます。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、当金庫が直面しているマネロン・テロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

4. お客様への対応方針

適切な取引時確認を実施し、お客様や取引のリスクに即した対応策を実施する態勢を整備します。

また、お客様から定期的な情報収集、取引時の記録等から取引実態等を定期的に調査・分析することで、継続的にお客様への対応策の見直しを図ります。

5. 疑わしい取引の届出

営業店からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した取引を基に、お客様の属性、取引時の状況等を総合的に検証・分析することで、疑わしい取引等を適切に把握し、当局に速やかに疑わしい取引の届出を行い

6. 資産凍結の措置

テロリスト等に対する資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

マネロン・テロ資金供与対策の管理態勢について、主管部署は営業店等における対策の実効性を定期的に検証し、対策の実効性確保に向けた改善を進めるとともに、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。

9. お客様からの理解促進

お客様からの定期的な情報収集に向けて、当金庫のホームページ、営業店等を活用して、お客様からの理解を得るための周知、広報活動に取り組めます。

▶ 2. 取引時確認、継続的な顧客管理についてお願い

近年、国際社会においてマネロン・テロ資金供与の重要性が高まっており、国内においても特殊詐欺などの金融犯罪が多数発生しています。

当金庫はマネロン・テロ資金供与対策の一環として、お客様の情報(氏名・住所・生年月日・ご職業・お取引の目的等)を、店頭や訪問、ハガキDM(ダイレクトメール)等により、確認させていただき取組みを進めております。

また、各種質問へのご回答やご依頼した資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合、やむを得ず新規のお取引をお断りさせていただき場合があります。また、既にお取引いただいているお客様におかれましては、やむを得ずお取引を制限等させていただき場合があります。

お客様にはお手数をおかけしますが、マネー・ローンダリングやテロ資金供与等の防止のために、またお客様の預金や資産を守るために必要な取組みであることについてご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。